

平成16年度第3回愛媛県男女共同参画会議議事録

日 時 平成17年3月23日(水) 13:30～15:30

場 所 愛媛県女性総合センター 研修室

出席者 (敬称略)

会長	田中 チカ子	えひめ女性財団理事長、松山東雲短期大学教授
	今井 誠一	公募委員
	岡平 知子	今治コミュニティ放送専務取締役局長
	小山田 敬子	えひめ生活センター友の会会長
	甲斐 朋香	松山大学法学部講師
	佐伯 三麻子	松山東雲女子大学教授
	新開 千富美	愛媛県商工会議所女性連合会理事
	杉田 由美子	愛媛労働局雇用均等室長
	戸澤 健次	愛媛大学法文学部教授
	中道 仁美	愛媛大学農学部助教授
	野田 文子	内子フレッシュパークからり取締役
	宮崎 佐恵子	愛媛県漁業協同組合女性部連合会会長
	山下 敦子	公募委員
	山田 由美	愛媛県PTA連合会常任理事

1 開 会

司会 定刻となりましたので、ただ今から第3回男女共同参画会議を開会いたします。

2 会長あいさつ

司会 初めに、田中会長からごあいさつをお願いいたします。

田中会長 皆様こんにちは。今日は、お足下の悪いこのお天気の中をお集まりいただきましてありがとうございました。今日はもうお目通しいただいているかと思えますけれども、世論調査と事業所対象のアンケート調査、そして今年度の年次報告を中心に進めていきたいと思いますが、ご忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

それぞれのお立場でお気になる点、目にとまる点、こだわりたい点、いろいろあると思います。皆様の方から活発なご意見をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

確 認 等

司会 それでは、議事に入ります前に少し時間をいただいて、確認等をお願いいたします。まず、出席者でございますが、本日は、下田副会長、赤澤委員、相原委員、池松委員、加藤委員、亀岡委員、谷委員、計7名の委員の日程が整わずご欠席されておりますので、14名の委員の皆様にご審議いただきます。

次に、本日の資料を確認させていただきます。資料1が、世論調査の概要です。資料2は、世論調査の調査結果を取りまとめたものです。資料3が、事業所アンケート結果の概要です。資料4は、事業所アンケート調査の調査結果を取りまとめたものです。これらは、最初の議題、世論調査、事業所調査の報告で使用いたします。資料5は、2番目の議題で使用いたします平成16年度の年次報告書です。資料6は、3番目の議題で使用いたします平成17年度の審議スケジュール案です。

それでは、議事進行を会長にお願いしたいと思います。

田中会長 はい、ありがとうございます。

3 議 事

議題(1) 世論調査・事業所調査アンケート調査の報告

田中会長 資料もそろっておりますようですから、早速始めさせていただきます。

最初の世論調査、事業所調査アンケート、これは調査の報告です。先月、内閣府が実施いたしました男女共同参画社会に関する世論調査の結果が公表されました。伝統的な性別役割分担意識に関する項目で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という項目がございまして、この項目に関してだけ、突出した新聞での取り扱いがございましたけれども、賛成の割合が45.2%、反対の割合が48.9%ということで、若干ではございますが、初めて反対の意見が賛成の意見を上回った。新聞では逆転などというふうに書いてありました。徐々にではございますが、私達を取り囲む環境も少しずつ変わってきているかなというふうに感じさせられたことでございます。

これから、愛媛県の世論調査、事業所アンケート調査の結果を事務局の方からご報告いただきますが、県民の意識、あるいは事業所における男女共同参画の状況など、県内の動向が見えてくるかと思われれます。また、男女共同参画計画というものが、平成13年度に策定されましたが、ちょうど来年度が5年目を迎えて中間年に当たりますので、この見直しに向けた検討もしていくということで、そういう観点からも現状の取り組み、あるいは分析等を検証していただきまして、ご自由にご意見をいただきますようお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局の方から、世論調査と事業所アンケート調査について、説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、世論調査と、事業所アンケート調査の結果について、ご説明をいたします。

ただいま、田中会長からお話がございましたように、本県の男女共同参画計画は平成13年度から22年度までの10年間を計画期間としておりまして、後程、来年度のスケジュールの中でもご説明いたしますが、18年度から後半に入りますことから、ちょうど折り返しに当たります17年度には、この男女共同参画会議におきまして、後半に向けた計画の見直しについてご検討をお願いする予定にしております。

今回の調査結果などを通じまして、現状における課題を点検し、計画後半の取り組みの基本的な方向を検討するために、ご意見を生かしていきたいと考えております。

資料説明 「世論調査」「事業所アンケート調査」

田中会長 世論調査の概要についてご報告いただきました。資料1から、ご質問、あるいはご確認、ご意見等ございましたらお願いします。

佐伯委員さん、どうぞ。

佐伯委員 はい、詳細な報告ありがとうございました。

12ページの間6のドメスティック・バイオレンス(DV)の関連のことですが、暴力を受けた場合の相談先として、4年間の違いを見ますと、家族に相談したのが平成12年

では多かったのが、平成16年には、どこにも誰にも相談しなかったというのが大変多くなってきています。この辺の読み取りといたしますが、事務局の方での解釈、あるいは今回の調査票の回答状況から、これをどういうふうに補足していただけるのかなと思いついて。よろしくお願いいたします。

田中会長 気になるところですね。

事務局 私達も実は悩んでいるところなんです。この回答は数が少なくて、回答対象者数が87名でございました。数字が少ないこともあって、こういう出方をしたのかなとも思っています。15年発表の国の調査等では、やはりどこにも相談しなかったという回答が4割を超えていたと思います。そういったことから、やはり誰にも相談しなかった件数というのは多いのではないかと。それともう一つは、12年のときにはいわゆるDV防止法がまだ施行されておられませんでしたので、いわゆるDVに対する認知度も低かったのかと考えております。

田中会長 佐伯委員さんのご指摘、私どもも同じように感じましたし、皆さんの中でも同じように感じられたと思いますが、法律ができて、相談するところができたとにもかかわらず、どこにも誰にも相談しなかったという回答がある。これは率ではございますけれども、これだけ伸びているというのは、やはり整備をきちんと進めていかなければならないということだと思えます。この次の計画を練るときに大いに参考にしなければいけない調査結果の一つではないかと思えます。ただ、事務局の説明にありましたように、回答者数が少なかったというのも気になるところで、回答者の方には答えにくい問いであったかと思えます。ありがとうございました。

戸澤委員 問6で、私も同じところでちょっとチェックをしていたのですが、私の観点は、誰にも相談しなかったという人が一番高かったというところではなくて、家族の者に相談したというのが、わずか4年間で半以下に激減しているというところなんです。結局、愛媛県の県内で家族の果たす役割というのが、それだけ劇的に減退したのではないかと。過激な言葉を使えば、家庭というものが崩壊の途についているのかというようなことを思わせるくらい劇的な減り方で、要は家族は頼りにならないというふうに思い始めているということではなかるかという気がしています。

田中会長 そういう見方もできますし、ありますね。それからDV防止法施行の効果など、別の要件を加えてみたら、また別の見方ができるようになるかもしれませんが、これだけではちょっとわかりにくいですね。

事務局 DVに関しましては国の方が昨年、法律改正の中でDVの基本方針というのを定めまして、各都道府県はこれに基づいてDVの基本計画を策定することになっております。17年度にちょうど我々もそのDV基本計画をつくることにしておりますが、ここでもいろいろなご意見をいただき、反映させた計画にしたいと思っております。

田中会長 甲斐委員さん、どうぞ。

甲斐委員 はい。私からは、幾つか調査について質問と意見を述べさせていただきたいと思います。

まず第1点ですが、8ページの問4、女性に対する暴力をなくすための方策というところと、それから13ページの問9、行政が力を入れるべき事項というところ、ちょっと両方を見比べていただきますと、いろんな方策が書いてありますが、それに対する期待度が前回と比べて全部薄くなっている感もあるのですが。

田中会長 前回と比べて。

甲斐委員 はい。前回と比べて、ほとんど数値が減ってますよね。13ページの方もそうですし、8ページの方も、ほとんどの項目に対してそう思うという選択肢に丸をつけている人が大分少なくなっているのかなという感があります。これはつまり、やっぱり行政に対する期待度が、ちょっと薄くなってきているのかなという感がありますよね。今、行政の方でもいろいろ力を入れて工夫をされて頑張っているんだけど、それに対する県民の皆さんの期待がちょっとまだ追いついてないのか、投げやり感があるのかなと心配な点が1つです。もしかしたら、この表の数値の計算の中に無回答を入れるとか入れないとか、そういう数字のマジックの問題なのかもしれませんが、そういうことではないのだとしたら、行政、私も含めて、じゃあ何ができるのかを考えないといけないのかなと思います。

田中会長 12年の時点では、DV防止法はなかったけれども、16年はもうあるわけですね。その辺も関係しているのかもわかりませんが、そこははっきりと言えるということではないと思うのですが。事務局からは、その点についてはいかがですか。

甲斐委員 施策は充実しつつあるはずだけれども、それに対する期待度とも言えるこの数字が減っているというのはどういうことなのかなと思うのです。

田中会長 この方策の項目は、12年度も同じような項目数あったのでしょうか。それとも項目数が増えているのですか。

事務局 項目数から言いますと、問4の10番、ドメスティック・バイオレンスの分は、前回はございませんでした。それ以外は基本的に同じでございます。それから、問9については同じです。

甲斐委員 あとは、職場の中での平等感みたいなのがちょっと足りないのかなという感がありました。

そしてもう1点です。かなり質問数が多いですよ。24問というのは、大分多い調査ではある。どの項目ももちろん必要なものだとは思いますが、回答する側としては負担が大きいので、留め置き方式ということで回答率が高いにも拘わらず、無回答が多かったということにも繋がっているのかなと思っています。

田中会長 質問数と回答率、無回答の数に関することことですね。一般的には言えることですね。ありがとうございました。

事務局 全国的に統一的なものではないのですが、できるだけ前回との比較をしてみたいということで、基本的に前回と同様な項目を設定させてもらったこと。それと、制度改革によって新たに加わったりするものがありますことから、おっしゃるようなボリュームになっておりました、それがお話にありましたような、無回答の率に繋がっているのかもしれない。

田中会長 難しいところですね。質問数を絞ると足りないところが出てきますので。

今井委員さん、お待たせをいたしました。

今井委員 12ページの家族に相談した人が減って、誰にも相談しない人が多いという先程の関連意見です。これは私が前に聞いた話ですが、家族に相談しても心配かけるだけで何も進展しないので、自分自身が抱え込むしかないというようなことを聞いたのです。なかなか行く先とか、脱出口が無いということを知ったことがあるんです。

田中会長 理由を述べてくださってれば、そういうことも言えるのですが、ここではちょっと読み取りにくいですね。

今井委員 そういうことを聞いたことがありましたので、一例として申し上げました。それと質問の方ですけど。今回の回収率が80%、前回は82%で高いですね。その内訳を見ますと、女性の回収率が高いのに男性は低いんですね。このあたりが疑問を感じるんです。回収率は高いけれども、この男女差が一つの課題じゃないかという気がするんです。男女共同参画を論ずる上でも、この辺りが縮まって欲しいというのが私の考えなのですが。

田中会長 ご協力いただくということですから、出しなさいと言えないところですけども。

今井委員 これを拒否された人に、例えば忙しいとか、それとも興味が無いのか、関心が無いのか、その辺りを打診できればと思うんですね。次の調査で何か分かればということで。

田中会長 次にどういう結果が出ますか、期待したいと思いますが。

事務局の方、今のことについてコメントはございますか。

事務局 確かに男性が低くて、前回も似たような傾向が出ておりますが、全体の80%の回収率というのは、こういった類の調査では結構高い回収率になっていると思います。女性がお仕事に就かれている場合も多いのですが、回収にお伺いするときに昼間ということがあって、男性の回収率が若干低いのかなということも感じています。

田中会長 戸澤委員さん、お願いいたします。

戸澤委員 それでは何点が申し上げたいと思います。

まず最初に、調査方法そのものについて。私たちもアンケートをやることがありまして、この80%というのはずば抜けて高い。ご努力に敬意を表したいと思うんです。今後の継続性という意味で、今回、無回答の人達を数の中に入れてパーセンテージを出さ

れましたけれども、どうも前回はそうではないみたいですね。しかしながら、先程から話題に出ている8ページとか13ページの結果は、「無回答」がなくて、「わからない」という項目が入っていますので、結局これは、無回答は計算していない。前回は今回もしていないのではないかと思います。今後、広域調査をするときには継続性を考えて頂いて、無回答を入れるか入れないか、どちらかにしていただきたい。

田中会長 統一するということですね。

戸澤委員 はい。そうしていただかないと、読み取るときに無意味な混乱をしてしまいます。今回、無回答を入れましたので、次回も無回答の数を出して、グラフ処理していただくと、無回答の人が20%もいたことが分かります。それは調査としては胸が痛みますが実態はそういうものなので、良いのではないかと思います。

田中会長 はい、ありがとうございました。

戸澤委員 具体的なことですが、14ページの結婚に関してですが、アメリカでこういう調査が行われたら、必ず入る項目がここには入っていないんです。実際、今後、男女共同参画社会ということを考えて調査を行う場合に、社会の変化あるいは日本の法的な制度の変化に応じて設問も変わるでしょうから、増えたり減らしたりして結構だと思いますが、設問に継続性があれば良いと思うのです。今回もドメスティック・バイオレンスが1つ新しく入りましたが、そういう意味では、結婚についても何か新しい問いをする必要があるのではないかという気がしました。アメリカでは質問項目に入っているが、現在の日本ではまだ聞く意味も余りないだろうと思われるのは、同性愛結婚ですね。同性結婚。これについての考え方は、アメリカではものすごく重要な政治、何というんでしょうか、イシュー（注：問題点、論争点）になっているわけです。ですが、実際日本で見たらそのような事実は私の周りにも全然ありませんし、それを今設問にするのは如何なものか、不要だと結論付けられると思うんですね。では一方、事実婚、俗に言う同棲はどうなのかと。結婚の実態はあるけれども、戸籍を入れてない状態。事実婚というのは今、進んでいるのではないか。そういう点では、県民がどのように考えているかということについて、聞く意味があるのか無いのかということなのです。

田中会長 次回以降にですね。

戸澤委員 はい、そういうことですね。それが必要な時代と判断されたなら、加えたら良いだろうという意味です。私自身も、今是非にというわけでもないのですが、少なくとも私の教え子の中では、私の考えとは全然違う考え方をする人達が出てきていますので、聞く意味のあることではないかという気がするんですね。

他の意見は、事業所アンケートの方でお話いたします。

田中会長 はい。では、岡平委員さん。お願いいたします。

岡平委員 2項目ほどお伺いしたいと思います。

まず、問16、女性が最も就いた方が良くと思うという役職・公職というところなので

すが、「そう思う」というパーセンテージはかなり高い数字が出ているんですが、次の問7で「断る」というところが非常に高いパーセンテージが出ています。ここは、どういう理由で断るのか、また、実際に愛媛県内の町内会長、自治会長等のうち、各項目において女性の割合がどれ位なのかについても知りたいと思います。それからもう1点、暴力の話が出ております問5ですが、実際のところ、「医師の治療は必要とならない程度の暴力を受ける」というレベルの数字が出てきにくいのではないかと、本当はすごく問題にしなければいけないのではないかと思うので、例えば、相談先に来たときの理由として、どの項目が一番多いのかという点を知りたいと思いました。

田中会長 2つご質問がありました。最初の18、19ページについて。一般的には、女性が就いた方が良いという意見が高くありながら、じゃあ、あなたが頼まれたらどうしますかと言われると、途端に消極的になる、この理由は何かということですが。

事務局 実際の理由は調査しておりませんが、問16では女性の社会進出が進むにつれ、女性もどんどんいろんな役職に就く方が良いという結果が出ているのだと思います。問17で、もし自分が請われた場合となると、回答者は若い方も年配の方もいろいろおられますので、具体的に考えたときに、やはり、例えば知事とか市町村長という役職が、なかなか身近に感じられないということも現れているのではないかと考えております。田中会長 それに限られた対象であれば、また違った回答が得られるでしょうね。ですから、一般の方はそういうふうな傾向にあるだろうということですね。女性は活躍して欲しいけれども、私にはちょっと無理だという傾向が強いんですよ。

事務局 はい。それから、町内会長、自治会長、PTA会長への就任状況ですが、今日お配りした資料5で、愛媛の男女共同参画というのがございます。その中に、52ページ以降に、各市町ごとの自治会長、PTA会長への女性の就任状況をまとめております。それから、DVの件、もう一度お願いします。

岡平委員 はい、問5のウです。治療が必要とならない程度の暴力というのは、見えにくいものですし、すぐ忘れてしまったりして、目に見える暴力よりも継続的に負担があるのではないかと思われるのですが、実際に相談に行かれたときに、どういう相談が多いのかを知りたいと思ったのですが。

田中会長 人権擁護委員とか、配偶者暴力相談支援センターとか、そういう機関ですね。そういう窓口にお越しになる方は、どういうご相談が多いんでしょうかということ。警察に連絡をしたり相談したというのはかなり想像がつくのですが。

事務局 DV相談については、配偶者暴力相談支援センターといいまして、県の婦人相談所と、女性総合センターの2カ所が現在指定されております。この2ヶ所には平成15年度に276件、平成16年度も2月末で既に300件を超える相談がございます。

内容としましては、電話でのお問い合わせが大体6割位、実際に来所して面談される方が4割位だと思います。主に女性からの相談で、男性からの相談はほとんどございま

せん。そして、配偶者暴力相談支援センターとは別に、女性総合センターが女性に対する暴力相談を行っておりまして、これは配偶者だけではなくて恋人でも誰でもいい、女性が暴力を受けた場合の相談で見ますと、やはり16年度4月から12月までですが、152件が身体的暴力。それから、誰が食べさせてやっているんだとか、預金通帳を渡さないとか、そういったことを含めた精神的な暴力が101件。それから、性的暴力も4件でございます。それから、暴力の加害者としては、やはり夫、恋人がほとんどで、こちらへ相談に来られるのは、もうほとんどが夫です。

田中会長 相談をしたというのが11%であるとか、4.6%とか、5.7%とかいう数字ですけども、受け付けているのは270件から300件ということですね。まだ年度末になっておりませんが、だんだんと知られてきているということではあると思うのですが。それでよろしゅうございますでしょうか。

事務局 相談しにくいと言いますか、DVの特徴といたしまして、家庭内暴力ということから、私が我慢すればいいとか、子供のことを考えると相談しにくいとか、恥ずかしいとか、いろいろあるようでございます。ですから、私達としましては、DVは犯罪となる行為を含む人権侵害なんだと。ですから1人で悩まないで早目に相談して欲しいということで、ポスターを作ったり、17年度には公共機関や女性トイレの手洗いの所に相談窓口を書いたようなシールを張るようなことも考えておりまして、できるだけ早目に配偶者暴力相談支援センターに相談して欲しいと。自分だけじゃなくて知り合いにそういう人がいる場合も、相談をして欲しいということに重点を置いて、種々普及に努めていく必要があると考えております。

田中会長 十分に守秘義務を守るということも含めてですね。ありがとうございました。
はい、中道委員さん。

中道委員 先程からの社会調査に、世論調査は社会調査なのですが、調査の仕方に幾つか問題点があると思うんです。実は、この層化2段無作為抽出法というのは、非常に公平というか、非常に一般的に行われる方法なんですけれども、ただこういう場合に、男性、女性が其々どういう数で出てくるかわからないわけです。具体的に資料を見せていただいても、男性の標本数が568、女性が632で、女性が多くなっていますね。前回のことはわかりませんが、こういう調査をするときに、自分たちはどういう標本数を取りたいのかによって、どんな方法を取るかということが基本的に決まってくるんですね、社会調査というのは。ですから、今回のように、男女共同参画がテーマなのであればもう少し男性の意見もきちっと入れていきませんか。この方法が良いのかどうかというのでも検討する余地があるのではないかと私は思うんです。

ですから、世論調査を行ったのは良いけれども、調査そのものがどういう意味を持つのかということもきちっと見直さないと。調査の持つ有効性というのは、ただ、こういうことですからこうですよ、ということではないと思うんです。そこを再確認しないと

だめなのかなと思います。当然ながら結果を見たときに、前回は無回答は入ってないけれども今回は入れました、ということであれば、一緒に並べて数と比較してパーセンテージで見るなんてことをすると、全く知らない人はそれらを比べて見るわけですから、「わからない」と非常に保守化しているなどか見えたりするわけです。そんなところも少し考えないといけないのではないかと、ということがあります。

次に、どういう質問項目があまり回答されていないのか、ということ。せっかく無回答という結果が出てきているわけですから、逆に言えば、その無回答はなぜ無回答なのかということも考えてみた方が良いでしょう。この質問項目が合っているかどうか少し考えてみた方が良いでしょうと思うんです。私は社会調査論を教えているのでそう思うのですが。その典型的な例が、24ページの家事、育児について聞いたところです。この問20では家事、育児、介護について聞いていますでしょう、3つとも。こういう質問を、私達の間では「トリプルになっている」と言うんですが、3つについて皆が同じ意見を持っているとは限らないんですね。例えば、家事は男性がやって欲しい、介護もやって欲しい。でも育児は女性の私がやりたい、という、答えられないんですね。こういう質問を3つ一度に並べてしまうと、その人はそういう質問に対して答えられない可能性があるんで、質問するときは必ず1個というふうに私達は指導しています。そういう質問の中身もチェックしてみる必要があるのではないかと私は思いました。

最後にもう1つだけ。問5の夫婦間の暴力の問題ですが、私もちょっと奇異に感じていたんですけども、暴力に対しての3つだけ選んでというのがありましたよね。問5のア～ウの項目は身体的な暴力、エ～ケは精神的暴力なんですね。先程のお答えでは身体的暴力が152件に対して精神的暴力が101件あったと。ということは、この問5の問いは非常に限られた質問しかしてなくて、全体を現してないというふうにしかならないんです。具体的にこういう質問されるのは良いのですが、出てきた結果をもう少しきちんと読み取らないと、こちらが意図していない結果を出て行かせることになるのではないかと、思われた部分も幾つかあるように思いました。

田中会長 調査についての基本的なご指摘を幾つかいただけたわけですが、今回の調査のときには、是非生かしていく必要がある項目だと思いますね。

はい、事務局の方から。

事務局 1点だけ。最後のDVの関係ですが、実はこの項目を設けましたときに、身体的暴力に限りしたのは、この時点でのDV防止法というのは、身体的暴力が基本でございました。ですから、精神的暴力はDV防止法改正の中で、16年12月以降にDVの対象になりましたけれども、この時点では対象ではなかったということから、問6についての質問は設定させていただいたところでございます。

田中会長 ですから、次回調査をするときには、横並びでなかなか比較できにくいという状況もあるということですね。

中道委員 実は、先程こちらの先生もおっしゃっていましたが、もちろん国の政策や法律があるとは思いますが、調査の時点で既に精神的暴力という実態があるのは皆さん多分ご存じだったと思うので、そういうことを聞いていかないといけないのではないかと。調査は何のためにやるのかということ、実態を知りたいわけですよね。ですから、前がこうであったとか、今法律ではこの立地点だからというような調査をすると、結局何のための調査をしたか分からないので、むしろ実態に沿った調査項目を考えられた方がいいと思います。

田中会長 はい、ありがとうございました。

この時点でそういうご意見が出てくるというのはもったいない話で、実施する前にこういうセッションがあった方が良かったかなという感じがいたしますね。

世論調査の方にかなり時間をかけましたが、事業所アンケート調査の方に移らせていただきます。関係の深い方々にはいろいろお気付きの点がおありだと思いますので、今度はそちらの方々を中心にご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、戸澤委員さん。お願いいたします。

戸澤委員 それでは、1点だけ質問させてもらいます。18ページですね。私が関係しているグループでは、育児休暇を取る、取らないという話を男性にしたところ、愛媛県下で何回か調査して全部ゼロだったんです。1人も取っていないと。だから、今日見せていただいた結果では、育児の方は、122人中12人、9.8%。介護の方は、男性52人中24人、19.8%。介護の方は私はまだわかる気がするんです、男性も休みを取ることはあり得るだろうと。でも、育児の方、愛媛県内で122人中12人、9.8%。約10%もの人が育児休暇を法令に従って取っているんだらうかということをおもひまして、もし取っているのならばすごい進歩だと。更に取得したらいいと思うんですが、この点の信憑性というか、本当にこうなのかということをおちょつと確かめたいと思ひまして。これ1点お願いします。

事務局 はい、これは調査結果ですので、まず間違いないと考えております。ただ、男性の育児休業は、1年とかいう長期間ではなくても、例えば配偶者が出産して専業主婦であっても産後8週の間にも男性でも育児休業が取れるといった事例もございますので、この数字で信じていただいて良いのではなからうかと思ひます。利用期間ですが、6カ月に達するまでというところで、男性の41%がここに入っているわけですが、短期であってもやはり取得している方はいると考えていただいて良いのではないかとと思ひております。

田中会長 ほかにございますでしょうか。

はい、戸澤委員さん、続けてお願いいたします。

戸澤委員 済みません、私ばかりお話しさせていただきます。

12ページですね。先程言いかけた女性の社会的地位の向上ということですがけれども、

私もこの女性総合センターで話をさせてもらったことがありまして、その時にインドの例を挙げて、割り当てをして、それで女性の社会的な地位の向上を図るということを行ったらよろしかろうと。インドではリザベーションポリシー（注：条件付政策）とか言ってますけれども、そういうのの適切な数値を見定めて、アンタタッチャブル（注：（もとインド最下層の）不可触民）な人に与えると。こういう形でインドの場合はアンタタッチャブルな人たちの社会的地位を向上させようと憲法上しましたが、日本の場合、女性の社会的地位の向上については、女性がヘジテッド（注：ためらう、躊躇する）するということもあるから目標を定めてやる方がいい、ということをいろんなところで語ってきました。今まさしくそういう調査結果が出てきて、採用でも登用でも、大体20%位がやっていて、40%位が答えていないところを見ると、答えたところの半分はやっているということで、大変な進歩だというふうに私は思いました。

それと、感想ですが、私の感じとしましては、地方議員さんの10%は女性が割り当てを持ってやって良いのではないかと思っていたのですが、実際にはもうそれを越しているようなところも出てきたようなので、割り当てる数値を上げねばならないかなという気がします。ノルウェーとか北欧みたいに、ほぼ半分近くが女性であるというふうになるのは理想でしょうけれども、とりあえずそこに行くまでは、最初弾みをつけるためにも、そういう割り当てというものをやった方が良かったかなという気がしております。ここで言うと、目標を定めてということですね。だから、そういうことを評価したいなと思いました。

田中会長 ありがとうございます。来年度のお仕事の一部になっていくと思えますけれども、ありがとうございます。

杉田委員さん、見慣れた数字が出てきているというふう感じられる部分もあると思えますけれども、ご意見あれば是非。

杉田委員 私どもも、最近の男性の育児休業のはっきりした数字をつかんで、具体的な事業で、事例発表等をお願いしたいくらいで、非常に関心のあるところなのですが、今回の調査でやはり目につきましたのは、戸澤委員さんと同じように、育児休業を取得した男性の数です。それも1人2人とかじゃなくて、ある程度の数いらっしゃるの、私もこれはどうなのかなと思いました。例えば、配偶者の出産休暇等と混同しているというようなことが、もしかしたらあるのかと思いました。ただ、その期間のところ、無回答もかなりあるのですが、現実「6か月まで」と「1歳まで」というところが挙がっているの、私どもが把握している中でも育児休業を取っている男性は勿論いらっしゃるのですが、こういう調査でこれだけの数出てくるっていうのは、まだ微々たるものですが、とても心強いなと思えます。

田中会長 レベルは低いんですけどもね。

杉田委員 全国でもまだ0.44%というような数ですので、非常に何か心強いと思いまし

た。

それと、17ページですけれども、育児休業取得についての考えというのを問18で尋ねているところで、これ意識の問題ではあるのですが、「男女に関係なく取得すべき」というところが、男女ともかなり高いという数字になっています。自分が取るかどうかはまた別問題かもしれませんが。現実的には、職場等の状況も絡んでくると思うのですが、「女性が取得するものだ」というところが非常に低くなっているという点が目に止まりました。まずは意識面から変わっていかないとはいけませんので。気付いたのはそういうところですよ。

田中会長 はい、ありがとうございました。

私、もっと早く気が付けば良かったなという点もあるのですが、実は今、杉田委員さんのご勤務先が進めておられることと関係してくるのですが、以前から「女性の活用」などと表現をしたのを、「女性の活躍を支援する」とか「推進する」というふうな表現に変えてきた経緯がございまして。私も含めて「私達は活用されるの？」という意見が出たところ、厚生労働省はお変えになったという経験がございまして、できれば次回からは「女性の活用」というのではなくて、「女性の活躍を支援する」とか「推進する」という表現に変えていただけたら大変ありがたいなというふうに感じております。

中身についてございますでしょうか。

はい、中道委員さんどうぞ。

中道委員 この調査結果をこれからどういう形に利用するかということをお尋ねしてもよろしいですか。今後どういう形でご利用なさるのか。と言いますのは、エイボンとかよく女性関連の賞を創設していますよね。そんな感じで愛媛県も考えていくのか。むしろこういう形で結果が出てきているのであれば、もっと推進する体制を何か創り出していくということに繋がられないのかなと考えたのですが。男女共同参画を職場環境の整備等で果たしているような優良な企業を表彰していくということ。あるいは、今度は逆のパターンで、推進が進まない企業について、例えば県の指名業者等で、職場での男女共同参画を推進しないといけないとか、この程度まではクリアしてくださいよ、というような指導をしていくとかですね。折角こういうものがあるわけですから、それを何か利用できないのかなという質問なのですが。

事務局 推進しているところについては表彰等もございまして。全国的に見ても表彰したりしているところはございまして。これにつきましては、愛媛県ではやっておりませんが、そういうご意見等も踏まえて、男女共同参画の推進のあり方を考えていきたいと思っております。

それから逆に、推進できていないところをどうするかということでも、非常に幅広い分野にまたがっております。例えば、育児休業制度等を取らせないということであれば、それ専門のセクションもございまして、男女共同参画ということ

で、かなり幅広い分野をまとめておりますけど、直接的なことを行うとすれば、やはり我々としては男女共同参画という視点に絞らないと難しいかなとは思っております。

杉田委員 国の方の話になりますが、労働局の関係では、育児・介護休業法の法律違反ということで指導するというのも勿論あります。あとはファミリー・フレンドリー企業表彰という制度がありますので、特に仕事と家庭の両立というところで法を上回るような柔軟な制度を整えている企業については、表彰制度がございます。あと、例えば、女性の活躍推進という点では、均等法というポジティブ・アクションということで、それを非常に進めていらっしゃる企業についても、表彰制度があるということと、こういう調査結果にいろいろなところが出てきたら、私どもが行う啓発の際に、例えば重点的に先進的なところを取り上げていくというところで活用させていただくというようなこともできるかなというふうに思っております。

田中会長 ちなみに県内でこれまで表彰されたところっていったら（株）フジとか。

杉田委員 均等推進企業表彰（都道府県労働局長表彰）の方は、（株）フジ、（株）愛媛新聞社、（株）SPCが均等関係で表彰されています。

田中会長 中道委員さんのご趣旨だったら、例えば、私達が知らなかったということであれば、もう少し違う方法に乗せるということをご意見をお持ちですか。

杉田委員 表彰制度は、やはり表彰されたところを広報していくことで、事例として示して、特にその地元にそういった企業があるということを示していくことで、更に全般的に広げていくという意味があるので、私達が知らないこともあるかもしれないので、何とか発掘している情報をいただきたいと思います。ファミリー・フレンドリー企業表彰の方は、ハリソン・東芝ライティング（株）、（株）伊予鉄百貨店（現：伊予鉄高島屋）、宇和島シロキ（株）、四国ガス（株）、楠橋紋織（株）が受賞しています。この表彰制度が平成11年からですので、数はまだそんなにたくさんではないのですが、少子化対策を進める中でファミリー・フレンドリー企業を増やしていくということもありますので、このような表彰の対象になるところをどんどん増やし、広げていくということで力を入れることになっています。

田中会長 県単独で進めるというよりは、労働局あたりと連携を取って、人事担当者対象のセミナーのような場で啓発を図っているということですね。

杉田委員 ええ、県の労働関係の部局とは、そういう行事を共催したり、均等法にしる、育児・介護休業法にしる、啓発関係、法律の指導とか助言は国になってしまいますが、啓発関係は県の方でも非常に力を入れていただいていますし、少子化関係では育児の方でかなり力を入れていただけていると思っています。

田中会長 よろしゅうございますでしょうか。そのような感じですが。

ほかに、事業所関係でございますでしょうか。

（意見なし）

そうしましたら、第2の議題の方に進ませていただきます。

議題（2）年次報告

田中会長 まず事務局からご説明を聞かせていただきたいと思います。

事務局 それでは、資料の5をお願いいたします。えひめの男女共同参画平成16年度版年次報告書でございます。県では毎年、男女共同参画の推進状況や、男女共同参画の施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成しております、公表しているところでございます。このたび、16年度の年次報告書を取りまとめておりますので、その概要を簡単にご説明いたします。

資料説明 えひめの男女共同参画 平成16年度版年次報告書

田中会長 はい、ありがとうございます。先程のご意見にもありましたように、この調査をどう載せるかというのも1つの検討課題になるかと思えますね。今、事務局の方からご説明をいただきましたけれど、皆様の方からご質問ございませんか。

はい、どうぞ。中道委員さん。

中道委員 野田委員さんも関係していることだと思いますが、最後の資料で121ページ、農林水産業における男女共同参画の促進の資料ですが、図には家族経営協定までが入っているのですが、まだスペースがあるので、可能であれば農業委員さんの状況も入れていただくと良いのですが。非常に重要な参画の割合なので。全体のところでは載っているんですね、PTAとかと一緒に。かなり重要なデータなので、できれば載せていただきたいのですが。

田中会長 どうですか。121ページ、スペースがあるので、できればということですけど、意味のあるデータにもなりますし。はい、ありがとうございます。

それでは、議題の3に移らせていただきます。

議題（3）平成17年度のスケジュール

田中会長

来年度の審議スケジュールにつきまして、事務局からまずご説明をいただきます。

事務局 それでは、平成17年度の審議スケジュール案について、ご説明をさせていただきます。資料の6をお願いいたします。

本県の男女共同参画計画につきましては、先程触れましたように、ちょうど17年度が見直しの年になっておりまして、これまでの社会経済環境の変化や進捗状況等に応じた計画の中間見直しを行いたいと考えております。また、国におきましても、18年度から

の基本計画について、17年度中に策定するということになっておりますので、その内容も勘案しながら進めてまいりたいと考えております。

計画の見直しにつきましては、県の男女共同参画推進条例第9条で手続が定められておりまして、この男女共同参画会議に諮問して行うこととされております。例年は年3回の開催でございますけれども、17年度はその見直しがございますことから、会議を5回開催させていただきたいと思っております。委員の皆様には大変お忙しい中、ご無理を申し上げますこととなりますけれども、どうぞご協力をお願い申し上げます。

スケジュールにつきましては、お手元の資料6のとおりでございます。まず第1回目の会議を5月に開催したいと考えております。内容につきましては、現状と新たな課題としておりますけれども、先程説明しましたアンケート調査の結果、それから参画計画の進捗状況、それから国の計画の検討状況等を踏まえまして、現状と課題を整理したいと考えております。第2回会議は7月に予定しておりまして、内容としましては、次世代育成支援行動計画や高齢者保健福祉計画、介護保険事業支援計画など、関連する計画のヒアリング、そして中間見直し案の骨子を検討させていただきたいと思っております。

なお、DV防止基本計画につきましても、17年度中に策定することとしておりまして、並行してこの作業が進められますので、その状況につきましても、適宜この会議でご報告させていただきたいと考えております。

第3回目の会議は、8月に予定しておりまして、内容は見直し案の検討でございます。

続いて、第4回会議を10月に開催しまして、中間案を作成したいと考えております。そして、11月にはパブリックコメントを行いまして、見直し案について県民からの意見を聴取したいと考えております。そうしまして、県民の意見を踏まえての答申案の検討を2月に、第5回の会議でお願いしたいと考えております。

なお、第5回会議の後には、この会議から知事に対して答申をしていただきまして、17年度中に計画そのものを変更しまして、18年度からスタートしたいと、このように考えております。

スケジュール案については以上でございます。よろしくお願いいたします。

田中会長 ありがとうございます。1年の流れを今ご説明していただいたわけですが、特にご質問ございますでしょうか。何か忙しくなるという感じが伝わってきた感じが、どうぞ皆様のご協力をお願いいたします。

これで、今日の議事は終了なのですが、世論調査、事業所アンケート調査について主に時間を割きましてご報告を聞いたり、皆様からご意見をいただいたりしたわけですが、大変基本的な部分でのご指摘もございました。是非、次回からのアンケート調査、あるいは世論調査に生かしていくことを考えなければというふうに感じながら聞かせていただきました。来年度に関しましては、どういうふうに関心反映していくことができるかという気がいたします。私達を取り囲む情勢も変わっております、介護保険の外、

次世代支援という子育てに関する政府の新しい試みも始まっております。そういうものを踏まえながら、基本計画を見直していくことになると思います。皆様どうぞご協力を賜りますようお願いをいたします。

4 閉 会

司会 以上を持ちまして、第3回男女共同参画会議を終了いたします。